

成年後見制度・ 日常生活自立支援事業

認知症診療では、判断能力の低下や喪失に進展した患者に対して医師が成年後見制度の利用を勧めることが少なくありません。実臨床では、認知症患者の家族や親族から成年後見制度に関する質問や相談を受けたり、診断書の作成を依頼されたりする機会に遭遇するかもしれません。本章では、臨床医が知っておくべき成年後見制度の仕組みと診断書作成の手順やコツなどについて考えていきます。

成年後見制度とは何か

現行の成年後見制度は、旧民法の禁治産・準禁治産制度を改めたもので2000年4月の介護保険制度の開始と同時に施行されています。法務省のホームページでは、「認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です」と述べられています。

成年後見制度は、任意後見制度と法定後見制度に分類されます。以下で詳細に解説していきますが、任意後見制度は本人が判断能力のあるうちに自らの意思で保護され支えられることを希望し契約を結ぶ制度になっています。一方、法定後見制度は本人の判断能力が低下した場合に法律によって保護し支えていく制度です。

任意後見制度を理解する

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力のあるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ本人自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養介護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書で結びます。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることで本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になる制度です（[任意後見契約に関する法律](#)）。

認知症診療のなかで、まだ判断能力が保たれている軽度認知障害（mild cognitive impairment; MCI）の段階の患者には、任意後見制度を勧めるとよいでしょう。この制度は、認知症に進展した患者の場合には原則として利用できないといわれています。しかし、認知症に進展した患者がすべて初期から判断能力が低下するわけではないので、軽度認知症の場合にこの制度を利用できない

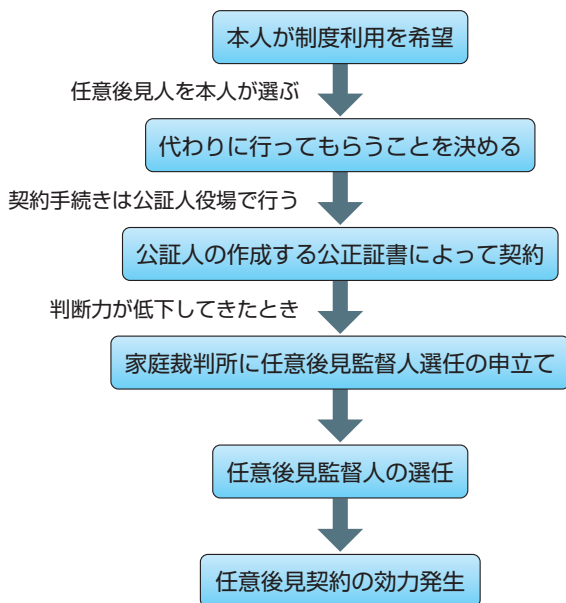


図1 任意後見制度の手続きとその後の流れ

かは微妙な問題であろうと思います。認知症診療の現場でこの制度を利用したいという受診あるいは相談をしてもらうことはまずないと思いますが、制度の内容や仕組みを知っておいたほうがよいでしょう。

図1 は、任意後見制度の流れを示したものです。

- ① この制度を利用したいときには、財産管理などを依頼する任意後見人（契約の効力が発生するまでは任意後見受任者と呼ばれます）を本人が選ぶことから始まります。任意後見人は、家族や親族、知人、専門家（弁護士など）などが選ばれることが多いようです。
- ② 本人が行ってほしい支援内容を記載した契約書を作成します。任意後見契約は公正証書での作成が義務づけられているので公証人役場で行うことになります。この段階で任意後見契約が成立します（この段階ではまだ効力は発生していません）。
- ③ 本人に判断能力の低下が出現してきた段階で、任意後見開始を家庭裁判所に申し立てます。手続きを申し立てることができるのは、本人とその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者（任意後見人）です。
- ④ 家庭裁判所の審判で任意後見監督人が選任された時点で任意後見契約の効力が発生し、契約内容に沿って本人が支援を受けることができます。

任意後見制度のメリットとデメリット

メリットとして、① 本人が信頼できると思える人間をあらかじめ任意後見人として指定できる、② 本人が代わりにしてもらいたいこと（代理権限）を契約で定めておけるので本人の意思に沿った財産管理などが可能になることです。法定後見制度では、家庭裁判所が成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任することから、本人が希望する人間（たとえば家族）が成年後見人等に選任されるとは限りません。あるとき突然見知らぬ人間（弁護士や司法書士ら）が成年後見人等と称して財産管理などを行うことになりますので、家族らにとっては気分のよいものではないでしょう。また、成年後見人等には契約や財産上での包括的代理権があるので、本人の思いとは関係なく財産などの管理をされてしまう可能性があるのです。

一方、デメリットとしては、① 任意後見人には契約を取り消す権限がないので本人が悪徳商法や訪問販売に騙された場合に対応することができません（結んだ契約を取り消すことができないのです）。② 契約書に書かれていない内容に関して任意後見人は手を出すことができないことになります。本人の身体状況や財産などに変化が生じても当初に契約をした内容でしか代理をすることができないからです。③ 任意後見人と任意後見監督人との意見が合わないときに契約内容で定めたことを遂行できない可能性があります。④ 契約締結時には信頼できると思っていた任意後見人に契約の効力が発生した後に裏切られる危険性があります。

しかし、任意後見制度の欠点を補う工夫が現場でなされていることもあるそうです。任意後見契約の効力発生は家庭裁判所の認可を経てからという仕組みでは実用的ではないので、公正証書によって任意後見契約を締結すると同時に、普通の委任契約（公正証書と内容はまったく同じ）を結んですぐさま受任者として契約当事者のために働けるようにしている弁護士もいるそうです（樋口2015 p.93）。

任意後見から法定後見に移行できるかの問題ですが、場合によっては法定後見開始の審判請求を行うことができるようです。任意後見契約の登記がある場合には、仮に成年後見開始の審判請求があっても家庭裁判所は原則としてこの請求を受けつけないとされています。しかしながら、「本人の利益のため特に必要がある」と家庭裁判所が認める場合には成年後見の審判開始などを行うことができるようです。

成年後見制度を理解する

法定後見制度は、本人の判断能力の低下に基づき、その行為能力を成年後見人等が代理で行使する支援制度であり、認知症診療に限りますと認知症に進展した患者に適用することができるものです。類型として後見と保佐、補助に分類されます。表1にその概要をまとめています。以下に箇条書きにして認知症診療に携わる臨床医が知っておくべき項目を列挙します。なお、以下で述べている「成年後見制度」は「法定後見制度」を意味します。

① 原則として認知症が高度の場合には後見、中等度は保佐、軽度は補助に相

表1 成年（法定）後見制度

	後見	保佐	補助
	精神上の障害で事理を弁識する能力を欠く常況にある者	精神上の障害で事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害で事理を弁識する能力が不十分な者
認知症の程度	高度	中等度	軽度
本人の法律行為	日常生活に関する行為はできる（近くでお菓子を買うなど）	込み入った行為（金銭の貸借、不動産の売買など）ができない	重要な契約や売買などを自分で行おうとすれば可能だが判断・理解が不安
代理人	成年後見人	保佐人	補助人
本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
代理人の同意権・取消権	後見人はほぼすべての行為について同意権、取消権を持つ（本人同意は不要）	保佐人は民法13条1項各号所定の行為について同意権・取消権を持つ（本人同意が必要）	補助人は裁判所が定める特定の法律行為について同意権・取消権を持つ（本人同意が必要）
代理人の代理権	後見人は、財産に関するすべての法律行為に代理権を持つ（本人同意は不要）	保佐人は、家庭裁判所が定める特定の法律行為について代理権を持つ（本人同意が必要）	補助人は、家庭裁判所が定める特定の法律行為について代理権を持つ（本人同意が必要）
審判開始の条件	本人の同意は要件とされない	本人の同意は要件とされない（場合により同意が必要）	本人の申立てまたは同意が必要

当しますが、中等度でも支援の必要性が高いときには後見の審判開始でもよいと思います。認知症の重症度と患者が必要とする支援、援助との関係で類型を判断するとよいでしょう。たとえば、認知症はまだ中等度ですが頻繁に訪問販売に騙される事例では患者本人の財産保全の観点から後見との診断書を作成するべきです。

- ② 後見と審判されると、成年後見人は成年被後見人（認知症患者本人）が行った取引行為を取り消すことができます。しかし、日常生活に関する行為については取り消すことはできません。たとえば、訪問販売などの契約を成年被後見人が結んでも後日その契約を成年後見人が取り消すことが可能になります。この点が認知症診療において成年後見制度を利用するメリットのひとつになるのです。
- ③ 成年後見の申立てをできる者（申立権者）は、本人ならびに配偶者、4親